

(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業 基本協定書 (案)

(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業 (以下「本事業」という。) に関して、羽咋市 (以下「甲」という。) と、[] グループを構成する、[]、[]、[]、[]、[] (以下総称して「乙」という。) との間で、以下のとおり、基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、甲と乙との間の業務委託契約、定期借地権設定契約その他本事業遂行のために必要な契約の締結に向けて、甲及び乙双方の義務などについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者募集選定手続」とは、本事業の公募型プロポーザル方式による事業者募集選定手続をいう。
- (2) 「提案書類」とは、乙が事業者選定手続において甲に提出した事業提案、甲からの質問に対する回答書その他乙が本協定締結までに提出した書類をいう。
- (3) 「募集要項」とは、事業者募集選定手続において甲が公表した募集要項 (公表後の修正・変更及び質問回答を含む。) をいう。
- (4) 「要求水準書」とは、事業者募集選定手続において甲が公表した要求水準書 (公表後の修正・変更及び質問回答を含む。) をいう。
- (5) 「要求水準書等」とは、募集要項又は要求水準書をいう。
- (6) 「選定委員会」とは、「(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業 事業者選定委員会」をいう。
- (7) 「本協定等」とは、本協定、募集要項、要求水準書、これらに関する質問回答及び提案書類を総称していう。
- (8) 「本業務」とは、設計に係る業務、工事監理に係る業務、維持管理に係る業務、運営に係る業務及び商業機能に係る業務をいう。

(甲及び乙の義務)

第3条 甲及び乙は、業務委託契約等の締結に向けて、それぞれ信義をもって誠実に対応するものとする。

2 提案書類に要求水準書等を満たしていない部分 (以下「未充足部分」という。) のあることが判明した場合、乙は、自己の費用で、本事業の遂行に悪影響を生じさせないように、未充足部分につき要求水準書等を充足するために必要な設計変更その他の措置を講じ、提案書類を訂正しなければならない。なお、乙は、乙が事業者募集選定手続において選定されたことは、甲により未充足部分の不

存在が確認されたものではないことを了解する。

- 3 乙は、業務委託契約等を締結するための協議において、選定委員会が事業者募集選定手続において提案書類に関して述べた意見及び甲からの要望事項を尊重しなければならない。ただし、選定委員会の意見や甲からの要望事項が、要求水準書等及びこれらに関する質問に対する回答から逸脱している場合は、この限りではない。
- 4 甲及び乙は、甲と乙が締結する業務委託契約等の内容は、本協定等の内容を充足するものであることを確認する。

(責任の負担)

第4条 乙は、乙の本業務の実施に関する甲による確認、承認若しくは立会又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本協定上の責任も免れず、当該確認、承認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら新たな責任を負担しないことを確認する。

(要求水準書の変更等)

第5条 乙は、本業務を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 要求水準書等に誤りがあること。
 - (2) 本事業の対象となる土地（以下「本件土地」という。次号において同じ。）の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、本協定等に対する回答に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 本協定等で明示されていない本件土地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 前項各号に掲げる事実が確認された場合において、甲が必要があると認めるときは、甲は、要求水準書の変更案の内容を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

(甲の請求による要求水準書の変更)

第6条 甲は、次の各号に定める事由が生じたと認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を乙に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき
 - (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき
 - (3) 甲の事由により業務内容の変更が必要なとき
 - (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき
- 2 乙は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、14日以内に、甲に対して次に掲げる事項を通知し、甲と協議を行わなければならない。
- (1) 要求水準書の変更に対する意見
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

- 3 第1項若しくは前条第2項の通知の日から14日以内に乙から甲に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく乙から甲への通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、甲は、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、乙に通知することができる。
- 4 前項の場合において、乙に増加費用又は損害が発生したときは、甲は甲の責任に係る必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠ったときは、この限りでない。
- 5 要求水準書の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書その他必要な書類の変更を求める旨を乙に通知することができる。

(乙の請求による要求水準書の変更)

第7条 乙は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を甲に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
- (2) 要求水準書の変更の理由
- (3) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、乙に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、乙と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、甲は、要求水準書又は事業日程の変更について定め、乙に通知することができる。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、甲が必要があると認めるときは、甲は、理由を示して設計図書その他必要な書類の変更を求める旨を乙に通知することができる。
- 5 乙は、新たな技術の導入等により本事業に係る費用の減額が可能である場合、新たな技術の導入等に関する提案を甲に対し積極的に行うものとする。

(業務委託契約)

第8条 甲は、次の時期までを目途に、乙のうち、設計・工事監理に係る業務については[]と、開業準備に係る業務については[]と、維持管理・運営に係る業務については[]と、商業機能にかかる業務については[]と、業務委託契約を締結するよう最大限の努力をするものとし、乙も甲と各業務委託契約を締結するように最大限の努力をするものとする。

設計に係る業務	令和●年●月●日
工事監理に係る業務	令和●年●月●日
開業準備・維持管理・運営に係る業務	令和●年●月●日
商業機能に係る業務	令和●年●月●日

- 2 各業務委託契約を締結するときまでに、乙のいずれかの者に、事業者募集選定手続における不正行為(本協定第11条第1項各号に規定するものを含む。)が判明したときは、甲は、各業務委託契約その他各業務の遂行のために必要な契約を締結しない。
- 3 甲及び乙は、各業務委託契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

- 4 甲は、乙のいずれかの者の責めに帰すべき事由により業務委託契約の一つでも締結に至らなかったときは、乙に対し、違約金として提案金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10に相当する金額の支払いを請求することができる。乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に、甲が請求する違約金を連帯して支払わなければならない。

(定期借地権設定契約)

第9条 乙が本事業の対象となる事業用地に関する定期借地権設定契約を希望するときは、甲及び乙は、定期借地権設定契約の締結に向けて誠実に協議し、本協定締結後速やかに、募集要項に定める内容を含む、乙の提案に沿った定期借地権設定契約が甲及び乙のうちの [] と締結されるよう最大限の努力をするものとする。

- 2 定期借地権設定契約を締結するときまでに、乙のいずれかの者に、事業者募集選定手続における不正行為（本協定第11条第1項各号に規定するものを含む。）が判明したときは、甲は、定期借地権設定契約その他定期借地権設定のために必要な契約を締結しない。

(準備行為)

第10条 業務委託契約等を締結する前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

- 2 乙は、前項の準備行為を行ったときは、業務委託契約等を締結した後速やかに、準備行為を踏まえて業務委託契約を遂行するものとする。

(談合防止)

第11条 乙のいずれかの者が、事業者募集選定手続に関し次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託契約等が締結されたか否かにかかわらず、また業務委託契約等が締結された場合は甲が業務委託契約等を解除するか否かにかかわらず、乙は、連帯して、次項に規定する金額の違約金を支払わなければならない。

- (1) 乙のいずれかの者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に定める排除措置命令を受け、同法第3条の規定に違反し、又は、構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第49条に規定する排除措置命令を受け、又は同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙のいずれかの者の役員、代理人、又は、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項に規定する違約金の金額は、提案金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10に相当する金額とする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 業務委託契約等を締結するときまでに、乙のいずれかの者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、甲は業務委託契約等を締結しない。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本事業に関する契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(業務委託契約等が不調となった場合における処理)

第13条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により業務委託契約等の締結に至らなかったときは、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

- 2 業務委託契約等の締結に至らなかった場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物を全て返却し、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物を全て破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

(遅延損害金)

第14条 乙が本協定第8条第4項及び第11条第1項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払額に年率2.5パーセントの割合(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)が改正された場合は、当該改正後の率の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。))

により計算した額の遅延利息を付加して甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示又は漏洩し、若しくは、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならない

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定及び事業契約の履行をするために、必要最小限の範囲において、自己の役員、従業員、代理人、弁護士・コンサルタントその他の本事業に係るアドバイザー、本事業に関連して乙に融資その他の資金提供をしている金融機関、及び、本事業の各業務を乙から受託した協力企業その他の第三者（乙から直接受託した者に限られない。）に対し、本協定と同等以上の守秘義務を課し、必要な措置を講じた上で、秘密情報を開示することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から業務委託契約等の契約期間が全て終了した時までとする。ただし、業務委託契約等の締結に至らなかった場合は、業務委託契約等の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条第4項、第11条、第14条及び第15条の規定の効力は存続する。

(解釈)

第18条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。

2 本協定等の記載に齟齬がある場合には、本協定、要求水準書、募集要項、提案書類（ただし、提案書類の内容が、要求水準書等に関する質問に対する回答、要求水準書等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類は本協定及び要求水準書等に優先する。）の順にその解釈が優先する。

本合意の成立を証するため、本協定を●通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地

羽咋市

羽咋市長

印

(乙) 構成員 (代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

印

構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

印